



平成29年第6回占冠村議会臨時会会議録（第1号）

平成29年11月8日（水曜日）

○議事日程

			議長開会宣言（午前10時）
日程第 1			会議録署名議員の指名について（6番・7番）
日程第 2			会期決定について
			議長諸般報告
			村長行政報告
日程第 3	議案第 1号		財産の減額譲渡について
日程第 4	議案第 2号		財産の減額貸付について
日程第 5	議案第 3号		平成29年度占冠村一般会計補正予算（第6号）
日程第 6	議案第 4号		平成29年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

○出席議員（6人）

議長	8番	相川繁治君	副議長	1番	工藤國忠君
	3番	大谷元江君		4番	長谷川耿聰君
	6番	五十嵐正雄君		7番	佐野一紀君

○欠席議員（1人）

5番 山本敬介君

○出席説明員

（長部局）

占冠村長	田中正治	会計管理者	平岡卓
総務課長	多田淳史	企画商工課長	三浦康幸
地域振興対策室長	野村直広	保健福祉課長	伊藤俊幸
産業建設課長	小林昌弘	林業振興室長	今野良彦
トマム支所長	平川満彦	財務担当係長	野原大樹

（教育委員会）

教育長	藤本武	教育次長	岡崎至可
-----	-----	------	------

○出席事務局職員

事務局長	小尾雅彦	主事	久保璃華
------	------	----	------

開会 午前10時00分

---

### ◎開会宣言

○議長（相川繁治君） おはようございます。ただいまの出席議員は6人です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第6回占冠村議会臨時会を開会します。

---

### ◎開議宣告

○議長（相川繁治君） これから、本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程

○議長（相川繁治君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

---

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（相川繁治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長において、6番、五十嵐正雄君、7番、佐野一紀君を指名します。

---

#### ◎日程第2 会期決定について

○議長（相川繁治君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日間と決定しました。

---

### ◎議長諸般報告

○議長（相川繁治君） これから、諸般の報

告を行います。

事務局長。

○事務局長（小尾雅彦君） 審議資料の1ページをお願いいたします。

1、今期臨時会に付議された案件は議案第1号から議案第4号までの4件です。2、説明のため出席を要求したところ、通知のあった者の職及び氏名は村長以下記載のとおりです。3、平成29年第5回定例会以降の議員の動向は、10月2日、3日付け上川留萌女性議員研修会から記載のとおりです。

審議資料の4ページから5ページは平成29年度8月分の例月出納検査結果です。

審議資料の6ページから7ページは平成29年度9月分の例月出納検査結果でございます。以上です。

○議長（相川繁治君） これで諸般の報告を終わります。

---

### ◎村長行政報告

○議長（相川繁治君） 村長から行政報告のための発言を求められておりますので、その発言を許します。

村長。

○村長（田中正治君） おはようございます。議長からお許しをいただきましたので行政報告をさせていただきます。1つ目として、第5回占冠村議会定例会以降の主な用務等については審議資料2ページに記載のとおりでございます。次に2として、入札の執行でございますが、1件を執行させていただいてございます。以上でございます。

○議長（相川繁治君） これで行政報告は終わりました。

---

### ◎日程第3 議案第1号から日程第4 議案第2号

○議長（相川繁治君） 日程第3、議案第1号、財産の減額譲渡についての件及び日程第4、議案第2号、財産の減額貸付についての件を議題とします。提案理由の説明を求めます。

総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） それでは議案書1ページをお願いいたします。議案第1号、財産の減額譲渡についてご説明申し上げます。本件は、札幌地方裁判所平成28年（ノ）第1号調停申立事件に係る平成29年1月23日付け調停条項の一部について早期履行するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、財産を減額して譲渡したいので議会の議決を求めようとするものでございます。

経過等につきましては10月10日開催の全員協議会におきましてご説明しておりますとおりでございますが、当初、10月中旬に仮契約を締結し、本日の議決をもって入金、及び所有権移転等の手続きを行う予定でございましたが、相手方より11月30日に譲渡代金を支払う旨の申し出がございましたので譲渡代金を11月30日までに一括して支払うこととして日付を変更してございます。

普通財産の譲渡契約に関する仮契約は、11月6日付けで締結しておりまして、本議案が議決された時をもって本契約が成立することとなり、11月30日までに譲渡代金が支払われ、所有権移転、普通財産の引渡し、及び嘱託登記必要書類の引渡しがなされた後、登記が完了することとなります。

議案の内容についてご説明を申し上げます。対象となる建物は、ホテルアビチでございます。所在は勇払郡占冠村字中トマム2203番地1。家屋番号、2203番1。種類、ホテル。構造、鉄骨鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺6階建。床面積は1階が2231.67平方メー

トル、2階2879.33平方メートル、3階2879.33平方メートル、4階2816.80平方メートル、5階1911.51平方メートル、6階1005.81平方メートルでございます。

譲渡の目的は、ホテルアビチを譲渡することによりまして札幌地方裁判所平成28年（ノ）第1号調停申立事件に係る平成29年1月23日付け調停条項の一部につき早期の履行を実現し、もって地域の振興に寄与するものでございます。

譲渡の相手方は北海道勇払郡占冠村字中トマム2171番地2、株式会社星野リゾート・トマム、代表取締役除曉亮。譲渡価格は1394万6750円でございます。

続きまして議案書の3ページをお願いいたします。議案第2号、財産の減額貸付についてご説明申し上げます。本件は、財産の譲渡に伴い、平成17年5月13日付け賃貸借契約に係る賃貸目的物が減少するため、同契約書及び平成20年1月10日付け合意書第1条第1項に関する賃料額を変更して貸し付けたいので議会の議決を求めようとするものでございます。

内容について申し上げます。財産の所在等につきまして、土地に関しましては議案書4ページからの賃貸借土地目録に記載してあります83筆、48万4139.46平方メートルでございます。建物に関しましては、6ページからの賃貸借建物目録に記載してございます、ヘリポート倉庫、事務所他23件、及び寄宿舍に係る未登記建物11棟と未登記プロパン庫1棟でございます。

3ページに戻っていただきます。貸付の目的は、平成17年5月13日付け賃貸借契約に係る貸借目的物が減少するため同契約書及び平成20年1月10日付け合意書第1条第1項に関する賃料額を変更し、村有リゾート施設の稼

働を継続することにより、観光振興と地域経済の発展に寄与するものでございます。

貸付の相手方は、北海道勇払郡占冠村字中トマム2171番地2、株式会社星野リゾート・トマム、代表取締役除暁亮。貸付額変更の始期は、ホテルアビチの譲渡代金の全額が支払われた日からとしております。貸付額は年額264万3666円でございます。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（相川繁治君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号、財産の減額譲渡についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第2号、財産の減額貸付についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第5 議案第3号

○議長（相川繁治君） 日程第5、議案第3号、平成29年度占冠村一般会計補正予算、第6号についての件を議題とします。提案理由の説明を求めます。

総務課長、多田淳史君。

○総務課長（多田淳史君） それでは議案書9ページをお願いいたします。議案第3号、平成29年度占冠村一般会計補正予算、第6号についてご説明申し上げます。平成29年度占冠村一般会計補正予算、第6号は、先に説明いたしました村有施設の売却に関する必要な経費を計上するもので、歳入歳出それぞれ1394万7千円を追加し、歳入歳出の予算をそれぞれ25億9494万7千円とするものでございます。以下、事項別明細書にて歳入からご説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。16款、2項、財産売払収入において1目、不動産売払収入は土地建物売払収入1394万6千円の増額でございます。

19款、1項、繰越金において1目、繰越金は、前年度繰越金1千円の増額でございます。

続いて歳出になります。2款、1項、総務管理費において7目、企画費は環境保全と観光振興基金積立金で1394万7千円の増額でございます。

戻りまして10ページをお願いいたします。補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。以上ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（相川繁治君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（相川繁治君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号、平成29年度占冠村一般会計補正予算、第6号についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第6 議案第4号

○議長(相川繁治君) 日程第6、議案第4号、平成29年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第3号についての件を議題とします。提案理由の説明を求めます。

産業建設課長、小林昌弘君。

○産業建設課長(小林昌弘君) 議案書15ページをお願いいたします。議案第4号、平成29年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第3号についてご説明いたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1040万円とするものでございます。

議案書18ページをお願いいたします。歳入からご説明いたします。5款、諸収入、1項、雑入、1目、雑入、3節、消費税及び地方消費税還付金で200万円の増額でございます。

続きまして歳出の説明をいたします。2款、管理費、1項、施設管理費、1目、施設維持費、11節、需用費で修繕料200万円の増額でございます。

修繕料の内容についてご説明いたします。中央・占冠地区の水道水源であります地下水のポンプ場に2台の揚水ポンプがあります。このポンプは占冠浄水場まで原水を送水していますが、この揚水ポンプの1台が10月12日に故障・停止しております。残りの1台で運転を実施していましたが、この揚水ポンプも10月18日に故障・停止しました。2台の揚水ポンプの故障の原因は、経年によりポンプのモーターがロックされ、異常な電流が流れたことにより故障・停止に至っております。早急な取替えを要することから必要な経費を計上しております。

議案書16ページをお願いいたします。説明した内容で補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正のとおりでございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長(相川繁治君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

3番、大谷元江君。

○3番(大谷元江君) ポンプが2台とも壊れているということですが、今水道を使っている人たち、私もそうですけど、節水とか何もないですが、停止してから1か月近くたちますよね。その経過はどうなっているのでしょうか。

○議長(相川繁治君) 産業建設課長、小林昌弘君。

○産業建設課長(小林昌弘君) 大谷議員のご質問にお答えいたします。故障しましてからメーカーのご協力をいただきまして、現在代替えポンプにより運転をしているところでございます。以上でございます。

○議長(相川繁治君) 他に質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号、平成29年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算、第3号についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉会の議決

○議長(相川繁治君) お諮りします。

本臨時会に付議された案件はすべて終了しました。したがって会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(相川繁治君) 異議なしと認めます。したがって本臨時会は本日で閉会することに決定しました。

---

### ◎閉会宣言

○議長(相川繁治君) これで本日の会議を閉じます。

平成29年第6回占冠村議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時21分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年12月 4日

占冠村議会議長            相 川 繁 治

(署名議員)

占冠村議会議員            五十嵐 正 雄

占冠村議会議員            佐 野 一 紀